

河合町議会基本条例 逐条解説

令和2年9月
河合町議会

目 次

前文	1
第 1 章 総則	2
第 1 条 目的	2
第 2 条 基本理念	3
第 3 条 基本方針	3
第 2 章 議会及び議員の活動原則	5
第 4 条 議会活動の原則	5
第 5 条 議長の役割	5
第 6 条 議長及び副議長志願者の所信表明	6
第 7 条 議員の活動原則	6
第 8 条 委員会	7
第 9 条 会派	8
第 3 章 町民と議会の関係	9
第 10 条 会議の公開等	9
第 11 条 議決責任等	9
第 12 条 広報及び広聴の充実	9
第 13 条 議会報告会	10
第 14 条 請願及び陳情	10
第 4 章 町長等と議会の関係	11
第 15 条 監視及び評価等	11
第 16 条 政策立案及び提言等	12
第 17 条 町長等による政策の説明等	13
第 18 条 会議における質疑応答	14
第 19 条 重要な施策等の説明及び審議	15
第 20 条 予算及び決算審議における説明	15
第 21 条 議決事件の追加	16

第 22 条 議員の文書による質問.....	16
第 5 章 議会運営.....	17
第 23 条 討議による合意形成.....	17
第 24 条 学識経験者等の活用.....	17
第 25 条 調査機関の設置.....	18
第 26 条 予算の確保.....	18
第 27 条 議会改革の継続的な取組.....	18
第 28 条 危機管理.....	19
第 6 章 議会及び議会事務局の体制整備.....	20
第 29 条 議員研修.....	20
第 30 条 議会事務局の体制整備.....	20
第 31 条 議会図書室.....	21
第 7 章 議員の政治倫理.....	22
第 32 条 議員の政治倫理.....	22
第 8 章 議員の定数及び議員報酬.....	23
第 33 条 議員定数.....	23
第 34 条 議員報酬.....	23
第 9 章 最高規範及び条例の見直し.....	24
第 35 条 最高規範.....	24
第 36 条 条例の見直し.....	24

前文

河合町議会は日本国憲法に定められた議事機関であり、議会を構成する河合町議会議員は河合町民による直接選挙によって選ばれた町民の代表である。議会は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、町政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、町政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策の立案及び提言等を積極的に行うことにより、河合町の団体意思を確定する権限及び責務を有している。

社会経済情勢が大きく変化し、町民ニーズが多様化・高度化する中で、本町議会には、二元代表制の下、町民の信託に応えるために異なる特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。

この条例は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示し、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会へと充実・強化を目指すものである。また、町民との関係についても、議会としてどのようにあるべきかを基本的な考え方を示すとともに、議事機関としての議会が、自治運営の基本原則や重要政策の企画立案に主導性を発揮し、町民から頼りにされる存在として活動する姿勢をここに定めるものである。

前文では、この条例を制定するに至った背景と必要性を示し、議会改革の理念と目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言しました。地方分権の進展に伴い、地方議会の在り方が大きく問われていることを背景として、その役割と責任を的確に果たしていくため、河合町議会議員の活動の指針として「町民に開かれた議会」、「議会機能の充実」、「効率的・効果的な議会運営」を基本目標に活動してきました。

町議会は、町民の広範な意見を把握し、町の政策に反映させることで、多様化する町政の諸課題を解決する使命を担っています。また、二元代表制の下、町長その他の執行機関と対等の立場にあり、議会として自主的・自立的に活動を行い、議会の果たすべき監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命も担っています。このような使命を果たすため、河合町議会は、不断の取組によって議会の担うべき各機能を強化し、町民福祉の向上と町の健全な発展を実現することを決意しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって町民福祉の向上及び民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

◆趣旨及び考え方

本条は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈や運用の指針となるものです。町政運営は、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づいてなされるべきという考えのもと、これまで明文化されていなかった議会や議員の役割のほか、議会に関する基本的な事項を明確に規定することにより、議会活動の一層の活性化を図り、町民の負託に的確に応え、その結果、町民福祉の向上と町政の発展に寄与することを本条例の目的として規定しています。

◆用語説明

・地方自治の本旨

日本国憲法で保障される「地方自治」は、国から独立した地方公共団体が自らの意思と責任に基づいて行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われるという「住民自治」の2つの基本的な要素があります。

・二元代表制

地方自治体において、「執行機関である首長」と「議事機関である議会を構成する議員」の双方を住民が直接選挙で選ぶ制度のことです。二元代表制の特徴は、町長、議会がともに住民を代表するところにあります。

(基本理念)

第2条 議会は、町政において、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)と対等の議事機関として、町民の多様な意思を的確に把握し、町政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

◆趣旨及び考え方

地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢や考え方を示す観点から、議会は政策立案・政策提言や執行機関を監視するとともに、町民の意見等を反映させながら、「地方自治」の実現に向けて努力することを基本理念として規定しています。

◆用語説明

・執行機関(町長等)

地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます。(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会などが「執行機関」にあたります。)

・議事機関

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいいます。議会には、条例や予算を定める等基本的な地方公共団体の意思決定を行う「議決権」、町の仕事が議会で決められたとおりに正しく行われているかの調査や検査等を行う「監視権」、町民生活に関わりの深い事柄について議会の意思や見解を表明する「意見表明権」、議会の内部や会議に関することを自主的に決める「自律権」等の権限があります。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議案、議会の議決に付される全ての事件(以下「議案等」という。)の審議又は審査による政策決定を行うこと。
- (2) 町長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 町政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 町民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、

町民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。

(5) 時代の要請にあった議会改革に継続的に取り組むこと。

◆趣旨及び考え方

前条の基本理念に則り、第1条の目的を達成するため、河合町における最高意思決定機関である議会として活動する上での5項目にわたる議会の基本方針を規定しています。

◆用語説明

・審議

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね表決する一連の過程をいいますが、この規定においては、委員会において付託を受けた議案を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程も含まれます。

・審査

委員会において、付託を受けた議案、請願などを討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

・監視(監視機能)

行政の執行に関して、事前又は事後に適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて、監視することをいいます。議会には、検査や調査などの権限があり、それらを適切に活用して監視機能を発揮しています。

・政策立案、提言

政策立案、提言とは、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、政策をとりまとめ、発信する議会の活動を意味します。

・開かれた議会(運営)

会議の公開や議会に関する情報の発信などにより、町民に議会をより知っていただくとともに、意見交換など様々な機会を通じて町民のご意見を議会の審議や議論に生かしていくことが「町民に開かれた議会」であると考えています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会活動の原則)

- 第4条** 議会は、町民を代表する議事機関であり、公正性及び透明性を重んじ、町民の多様な意見、要望及び提言を町政に反映させるため、町民参加を進め、町民に開かれた議会運営を行うものとする。
- 2 議会は、町長等と常に緊張ある関係を構築し、議会の権限を行使するものとする。
- 3 議会は、町政の課題及び争点を明らかにするとともに、多様な民意を反映するため、各議員の発言及び議員相互の討議を尊重するものとする。

◆趣旨及び考え方

(1) 議会は、町民から選ばれた議員により構成される機関であり、町民の負託と期待に応え、広く町民の意見を聴き、町政に反映させる議会であるべきことを規定しています。

(2) 議会は、町長が執行機関を統括して直接的に町政運営を行うのに対し、議会は適正に町政運営されているかを監視、評価する立場にあります。そこで、議会は、常に執行機関と健全な緊張感のある関係を構築し、適正に監視、評価を行い、また、評価結果に基づく政策立案及び提言を通して、行政改善を求めることを規定しています。

(3) 各議員の発言は、住民の意思の反映として尊重されなければならないことを規定するとともに、討議を通して町政の課題や争点を明らかにしつつ、議論を深めることで幅広い民意を反映することを規定しています。

◆用語説明

・議会活動

議会が行う活動全般を指します。

(議長の役割)

- 第5条** 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。
- 2 議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

◆趣旨及び考え方

地方自治法において、議長は、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、議会を代表することを定めています。加えて、議会を統括する者として、常に中立で公平な議会の運営を行うことを責務とし、議会の活性化が図られるようリーダーシップを発揮することを規定しています。

◆用語説明

・議会機能(議会の機能)

議会が果たすべき役割又は働きのことで、積極的、能動的に政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれるよう執行機関を監視する働きをいいます。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第6条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

◆趣旨及び考え方

議長及び副議長の選挙は、地方自治法第118条において準用する公職選挙法の規定により行われるもので、当該規定には志願者の所信を表明する機会についての定めはありませんが、志願理由を明確にし、選挙の透明性を高めることを目的に実施するものです。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、町政について、町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、公平公正かつ的確に判断し、計画、施策及び事業の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

◆趣旨及び考え方

議員は、町民の負託に応えるため、議案に対する的確な判断及び町政の課題を解決する施策の提案が求められます。そこで、町民の意見を把握するとともに、議員として必要とされる能力を高めるよう研鑽に努めなければならないことを規定しています。

(委員会)

第8条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)

は、議案等の審査、町政に関する課題の調査又はその所管に属する事務に関する調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。

2 常任委員会及び特別委員会(予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。)は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、河合町議会委員会条例(平成4年3月河合町条例第7号)の定めるところによる。

◆趣旨及び考え方

委員会は、議会の内部機関であり、町の事務が複雑多岐にわたり、内容も専門的・技術的になってきているため、審議・調査を終始本会議で行うより、各委員会で分担して審査・調査した方が合理的・能率的であるところに委員会の役割があります。また、委員会は本会議と違い、調査等の必要が生じた時は、閉会中においても、議決を得た案件については機動的に開催することもできます。今日、委員会が議案審査、議会運営の中心となっており、また平成18年の地方自治法改正により委員会による議案提出権が認められたことにより、委員会の果たす役割が重要なものとなってきていることから、委員会の設置を規定し、その機動性と専門性を活かした充実した審査を行うとともに、中立公正な運営により、町民の負託に応えることを規定しています。

◆用語説明

・議案等

議会の議決を得るために、町長等や委員会、議員が提出する案件のことをいいます。(例：条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、意見書、決議の提出)なお、「議案等」の「等」には、請願が含まれます。

・本会議

定期的に開かれる定例会及び必要に応じて開かれる臨時会において、議員定数の半数以上が出席して議場で行われる会議のことで、町長等から提出さ

れた議案などを審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

・ **常任委員会**

効率的・専門的に審査を行うために、本会議の下審査機関として設置されている委員会のうち、議案や請願などの審査及び調査を行う常設の委員会で、現在、河合町議会には、3つ(総務、厚生、経済建設)の常任委員会があります。

・ **議会運営委員会**

議会の運営が円滑に行われるよう日程や議案の取扱いなどを協議・決定する委員会で、そのほかに、議会の活性化に関する協議も行っています。

・ **特別委員会**

特別委員会とは、特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。現在、河合町議会には、「ごみ処理施策検討特別委員会」があります。

・ **全議員協議会**

議案の審査又は議会の運営に関し、議員全員で協議又は調整を行うための場として設置されるものです。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策決定、政策立案その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

◆ **趣旨及び考え方**

議員は、より充実した議員活動が行えるように、共通の理念等を有する他の議員と会派を結成し活動できるほか、政策の立案等について会派間の意見調整を行い、会派間の合意形成に努めることで、円滑な議会運営を図ることを規定しています。

第3章 町民と議会の関係

(会議の公開等)

第10条 議会は、公正かつ公平で透明な議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、あらかじめ会議の日程等を町民に周知するよう努めるものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
- 4 議会は、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方

議会に対する町民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう議会の見える化を図ることとし、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則として公開するとともに、その傍聴の促進に努めることを規定しています。

(議決責任等)

第11条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体としての意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、町民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、町民に対して説明する責務を有する。

◆趣旨及び考え方

議会は、町民に議会における議論の論点がわかるよう、議決に至った経過や各議員の議案に対する主な論点や賛否の態度を、会議録、動画配信等で公表していく必要があると考えられることから、規定しています。

(広報及び広聴の充実)

第12条 議会は、町民とともに歩み、町民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

- 2 議会に関する広報及び広聴の内容は、議会運営委員会において必要な事項を協議するものとし、その在り方等について常に検証し充実を図るものとする。

◆趣旨及び考え方

議会は、より町民に開かれた議会を実現するため、様々な情報媒体を活用し、広報や広聴の充実に努めることを規定しています。

(議会報告会)

第 13 条 議会は、必要に応じ、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができる。

◆趣旨及び考え方

より開かれた議会に向け、町民への説明責任を果たし、議会に関する町民参加を促進するための1つの方法として、議会の状況を報告し、町民から直接意見を聴く機会となる議会報告会の開催を規定しています。

(請願及び陳情)

第 14 条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案として取り扱うことができる。

2 請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

◆趣旨及び考え方

請願や陳情は、議会への単なる「お願い」ではなく、議会への政策提言であると位置付け、提案者の意見を聴く機会を積極的に設けることを定めています。

◆用語説明

請願と陳情は、要望等を議会に訴える手段という点では同じですが、形式が異なります。請願は、憲法で保障された国民の基本的権利であり、その方式や処理の手続きなどが定められていますが、陳情は定められていません。また、請願は紹介議員が必要ですが、陳情は必要ありません。

なお、請願は委員会で審査、採決後、本会議でも採決します。

第4章 町長等と議会の関係

(監視及び評価等)

- 第15条** 議会は、議案の審議、検査、監査の請求及び調査の実施並びに一般質問を通じて、町長等の事務の執行について公平に、公正に、かつ、効率的に行われているかどうかに関して、監視及び評価を行うものとする。
- 2 議会は、町長等から政策の提案を受けたときは、必要性、効果等について、政策の評価の視点を踏まえ、審議及び審査を行うものとする。
 - 3 議会は、町長等に対する監視、評価及び政策の提言を行うため、町長等との情報の共有に努めるものとする。
 - 4 議会は、町長による専決処分が最小限になるよう、地方自治法第101条第2項及び第3項の規定による臨時会の招集請求権を積極的に行使するものとする。

◆趣旨及び考え方

(1) 地方自治法第96条～100条において議会の権限として、条例、予算、決算等の議決、検査、監査の請求、行政の事務に関する調査を行うことが規定されています。また、行政事務に関する調査は、地方自治法第100条の規定によるものの外、日常的に常任委員会や特別委員会が所管する行政事務について行うことができ、さらに、定例会の一般質問を通じて行政事務の課題等について正すことができます。そこで、議会は、自らに与えられた権限を十分に発揮し、執行機関が公平・公正かつ効率的に町政運営を行っているかどうかを監視し、執行機関の活動成果を評価し、その活動の問題点を明らかにして、改善に結びつけていくことを規定しています。

(2) 議会は、執行機関の計画、施策、事業が適正な町政運営に資するものかどうかを監視する立場にあります。そこで、計画の策定、施策、事業の実施に先立ち、執行機関から提供された情報を基に、論点、争点を明確にするとともに、政策評価の観点から、審議や審査を行うことを規定しています。

(3) 執行機関に対する監視、評価及び政策の提言といった議会の役割を十分果たすために、執行機関からの報告、執行機関が提供・発信している情報の収集、執行機関に対する調査等を通して、執行機関が有する町政運営に係る情報を共有することを規定しています。

(4) 専決処分に関しては、地方自治法第179条第1項に規定されているが、議会が監視機能を発揮するためには、極力、専決処分を避けるようにしなければなりません。地方自治法第101条第1項で、議会の招集は町長が行うこと

になっていますが、同条第 2 項では、議会運営委員会の議決を経て議長が、及び同条第 3 項では議員定数の 4 分の 1 以上の議員が、町長に対し議会に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求できることが規定されています。このことから、緊急の問題発生に対しては、議会招集の請求権を活用して、できるだけ町長の専決処分とならないように、機動的に臨時会の開催を求めるようにすることを規定しています。

◆用語説明

・一般質問

一般質問とは、定例会において議員が行政全般にわたり、町長などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問したり、或いは報告、説明を求めたりすることをいいます。

(政策立案及び提言等)

第 16 条 議会は、条例の制定及び改廃、町長が提案した議案の修正、決議並びに請願の採択を通じて、町長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

2 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が町政に関するものであるときは、町長等に対し、その内容を最大限尊重するよう求めるとともに、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を速やかに議会に報告するよう求めるものとする。

◆趣旨及び考え方

(1) 議会は、町の政策水準を向上させるため、執行機関に対する監視のみならず、自ら政策を立案し、執行機関に対して提言していくことが求められます。そこで、条例の制定・改廃、町長が提案する議案の修正、決議といった議会の権限を積極的に行使することにより、政策立案及び提言を行うことを規定しています。

(2) 決議は、議会が行う意思形成行為ですが、町の事務に関わるものに対する要望(勧告・注意・要求等)についての決議は、法的効果を伴いません。そこで、この規定を根拠として、議会が執行機関に対して、決議の内容を最大限尊重するとともに、決議内容に関する事後の状況や対応を議会に報告することを執行機関に求めることを規定しています。また、政策を政策提言と受け止めることから、議会として採択した請願のうち、町の事務に関わるものについて、議会は、執行機関に対して請願趣旨の実現を求めるとともに、実現に向け

た取組の経過、結果及び成果を議会に速やかに求めるよう規定しています。

(町長等による政策の説明等)

第 17 条 議会は、町長等が議会に政策を提案したときは、審議及び審査を通じて政策水準を高め、議決責任を担保するため町長等に対して、次に掲げる事項に関する情報を提供できるよう求めることができる。

- (1) 政策の背景、目的及び効果
 - (2) 政策の根拠となる関係法令及び条例
 - (3) 政策の総合計画における位置付け
 - (4) 政策の実現のための財源及び将来にわたるコスト計算
 - (5) 他の地方公共団体の類似する政策との比較
 - (6) 他の政策との比較検討
 - (7) 政策への町民の参画の有無及びその内容
- 2 議会は、町長が議会に予算議案を提出するときは、町長に対して、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料を提供できるよう求めることができる。
- 3 議会は、町長が決算議案を提出するときは、町長に対して、議会の評価を行うための政策の進捗及び成果を示す分かりやすい説明資料を提供できるよう求めることができる。
- 4 議会は、前 3 項に規定するもののほか、町政に係る調査に必要な情報の提供を町長等に対して求めることができる。

◆趣旨及び考え方

(1) 多様化・高度化する行政需要に限られた財源で対応するためには、政策水準を高めなければなりません。そのため、議会は、執行機関から新たな政策等が提案された場合に、事前にその政策等の必要性、優位性、財政への影響等を検証する必要があります。そのために、最低限(1)から(7)に示す 7 項目についての情報が必要と考え、情報を制度化するよう規定しています。

(2) 執行機関から提出される予算議案が、計画的・効率的に各政策分野の課題を解決するものとなっているか、また、前年度の決算審査での議会の意見が反映されたものとなっているかを検証しつつ、政策水準が高まるような議論を行うため、事前に、施策別・事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を、議会が町長等に対して求めることを規定しています。

(3) 執行機関から決算議案の認定を求められる際に、事務事業が計画的・効率的に執行され、財政運営が適正にされたかを検証しつつ、事業評価を行うた

め、分かりやすい説明資料の提供を、議会が町長等に対して求めることを規定しています。

(4) 町政に係る問題及び課題を正しく認識し、問題解決策を検討するためには、前述の新たな政策、予算・決算に限らず、町政全般にわたる情報を的確に把握することが必要であり、そのためには、調査に必要となる情報を、議会が町長等に対して求めることを規定しています。

(会議における質疑応答)

第 18 条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 町長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し趣旨を確認することができる。

◆趣旨及び考え方

(1) 質疑・質問は、議案や町政に対して疑義を正しつつ、自らの見解・提案を述べ、もって問題・課題、解決の道筋を明らかにし、よりよい町政を実現するために行うものです。このため、質問者は論点を整理し、争点を明確にすることを規定しています。

(2) 議員と町長等との質疑及び質問は、町民にも分かりやすい議論となるよう、論点や争点を明確にして行う必要があります。しかし、町長等は、議員の質疑及び質問に対して、その発言の論点や争点が見いだせない場合は、活発で建設的な議論ができません。そのため、町長等が質疑・質問者に対して、質疑・質問の趣旨確認をできることを規定しています。

◆用語説明

・質疑

議案等について、討論、表決の前に疑問点を正すことをいいます。

・一括質問一括答弁方式

議員が質問事項をすべて一括して質問し、その後、町長などがその質問事項について一括して答弁を行います。「一括質問・一括答弁方式」は、まとめて質問するため、質問全体の趣旨がわかりやすい反面、答弁もまとめて行うため、質問と答弁に時間差があり、傍聴者には分かりにくい面があります。

・一問一答方式

1つの質問事項を質問した後、町長などがその質問事項について答弁を行い、その後に次の項目を質問します。全ての質問を一問一答で行います。

「一問一答方式」にはやりとりが分かり易かったり、筋書きのない活発な議論が交わされるなどのメリットもありますが、全く想定していない質問や資料を準備していない質問に対して、町側が明確な答弁ができないこともあるなど、デメリットもあります。

(重要な施策等の説明及び審議)

第19条 議会は、町長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、町長に対し、その内容に応じ、適切な資料の提供及び説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方

町長等が重要な政策等を実施するに当たり、その政策等の必要性や公平性の有無、財源措置や将来への費用対効果など、その政策等の重要性を客観的に判断できる説明資料の提出を求めることにより、議会審議における論点等を明確にし、その重要な政策等の水準を高めるよう重要な政策等の監視及び評価について規定しています。

(予算及び決算審議における説明)

第20条 議会は、町長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

◆趣旨及び考え方

議会は、町長が予算及び決算の提案をする場合、議会の果たすべき町の意思決定機能や町民への説明責任を果たすため、議会審議の論点の明確化に必要な政策や事務等の目的、効果、財源措置等について、施策別または事業別に説明資料の作成を求めることを規定しています。

(議決事件の追加)

第 21 条 議会は、行政運営の監視機能を強化するため、地方自治法第 96 条第 2 項に基づき議会の議決すべき事件を条例で別に定めるものとする。

◆趣旨及び考え方

議会の議決事件(議会の議決を必要とする事項のこと)については、地方自治法第 96 条第 1 項において、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など 15 項目が限定的に列挙されています。これに加えて、同条第 2 項では、地方公共団体に関する事件で、議会が議決すべきものを条例により、定めることができるという規定があります。そこで、町政運営の根拠となる計画の監視機能を強化するため、議会の議決すべき事件を別に条例で定めることを規定しています。このように規定することで、議会が執行機関と共に行政運営に対する責任を持つことにつながっていきます。

◆用語説明

・議決すべき事件

議会の議決(町議会の本会議で決定すること)によって意思決定を行うことが法令等で定められている事項で、条例の制定・改正・廃止や予算の決定などがあります。

(議員の文書による質問)

第 22 条 議員は、閉会中に町長等に対し、議長が別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 町長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前 2 項の文書による質問及び回答は、全議員に通知することができる。

◆趣旨及び考え方

常に議会が町長等の行政執行を監視し、また政策提案を行っていくために、議員が町長等に対して文書による質問を行うことができることを規定しています。議員は、議長を経由して、町長等に対し文書による質問を行うことができます。

第5章 議会運営

(討議による合意形成)

第23条 議会は、議員相互の討議を基本に運営するものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において議案等に関して審議し、又は審査して結論を出すときは、必要に応じて議員相互の討議により合意を形成するものとする。
- 3 議会は、諸課題に関する議員相互の共通認識を図り、政策の検討を行うときは、必要に応じて全議員による討議を行うものとする。

◆趣旨及び考え方

(1) 議会は合議制の機関であり、議会運営の基本原則は議員相互の討議です。そもそも、議員は町民の負託を受けており、その発言は住民意思の反映でもあります。それゆえ、自由な発言や討議を議会運営の前提としなければならないことを規定しています。

(2) 議案の審議及び審査を通じて問題点、改善点を明らかにし、一定の修正を加え、または、新たなよりよい施策とする合意形成を図ることにより、住民福祉の向上に寄与する議会の役割を果たさなければならないことを規定しています。

(3) 議員相互の討議による合意形成に向け、町政の諸課題に関する議員相互の共通認識を図り、全議員による政策検討を行うことができることを規定しています。

◆用語説明

・合意形成(合意を形成)

町長等に対する質疑や議員間の討議を通じて、議会としての結論を導き出す過程を指します。

(学識経験者等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

◆趣旨及び考え方

複雑多様化する行政課題や議会運営に関する課題に対応するため、審議の充実、政策立案や政策提言の強化のほか議員定数や議員報酬に係る検討において、より専門的な知識が求められることから、学識経験者や専門的な知識を

有する者の知識や見解を積極的に活用していく必要があります。

(調査機関の設置)

第 25 条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

◆趣旨及び考え方

議員は、議案及び町政の課題に係る調査研究活動に必要な専門的知識を有するとは限りません。そこで、専門的知見を活用し、議会の調査能力を補うために、学識経験者、専門技術者、有資格者等で構成する調査機関を設置できることを規定しています。

(予算の確保)

第 26 条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方

不要不急な経費の予算を要求するための根拠ではなく、議会は二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その確保に努めることを規定しています。

(議会改革の継続的な取組)

- 第 27 条** 議会は、二元代表制における機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。
- 2 議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。
 - 3 議会は、前 2 項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

◆趣旨及び考え方

議会の役割と責務を果たすため、継続的に議会活動の在り方を検証し、改善策を調査、検討、実行していくことが必要であり、そのための体制を整備し、議会改革に取り組むことを規定しています。

(危機管理)

- 第 28 条** 議会は、災害等から町民の生命及び財産を保護するため、日常的に必要な対策を推進するとともに、災害等発生時は行政と必要な協力を行い、その対策に当たるものとする。
- 2 議会は、前項の対策に当たる場合において、河合町災害対策本部(以下この項において「町本部」という。)が設置されたときは、町本部と連携を図り、災害に対して迅速かつ適切に対応するため、河合町議会災害対策本部(次項において「議会本部」という。)を設置することができる。
- 3 議会本部の組織及び運営に関し必要な事項については、議長が別に定める。

◆趣旨及び考え方

東南海地震等による災害、感染症のまん延や情報漏洩等、様々な危機が町を襲う可能性があります。そのため、議会においても、防災・減災のための予報措置や危機を発生させないための制度・組織の構築を常日頃から推進すること及び有事の際に、行政と協力しながら迅速かつ的確な対応にあたる必要があることから、この規定を設けています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第29条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家や町民等を招いて議員研修を実施するよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

◆趣旨及び考え方

本条は、議員の情報・知識の取得及び能力の向上のため、議員研修を行うことを規定しています。さらに、行政事務の監視や評価をするためのスキルの向上や、議会の政策立案等を推進していくためには、行政課題に対する議員の見識を高める必要があるとともに、政策形成や政策立案能力の向上を図ることが不可欠となることから、各分野の専門家や有識者による研修が必要であることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第30条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、政策の立案及び提言等を支援するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

◆趣旨及び考え方

地方自治法第138条第2項の規定により設置する議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会が効果的、効率的な議会運営・調査活動を行う等、その機能を発揮できるよう補佐する役割を担っています。

地域主権の時代にあって、議会は町政の課題を解決するため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会は、議会の政策形成機能及び立法機能の強化と円滑で効率的な議会運営のため、事務局の機能強化や必要な人員配置を執行部に要望する等、組織体制の充実に努めることを規定しています。

◆用語説明

・議会事務局

地方自治法第138条第2項において、市町村の議会に、条例に定めるところにより、事務局を置くことができるとされており、「河合町議会事務局設置

条例(昭和 35 年 4 月 15 日条例第 1 号)」により、河合町議会事務局が設置されています。

(議会図書室)

第 31 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方

議会図書室は、地方自治法第 100 条第 19 項の規定により設置が義務付けられており、本条では、その整備や利用対象について定めています。議員の政策立案や政策提言のほか審議全般を支援するため、議会図書室の図書・資料の充実とともに、これらを適正に管理運営することに加え、必要な情報が容易に検索できるよう検索機能等を充実し、一層の活用を図る必要があります。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第32条 議員は、町民全体の代表として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 その他政治倫理に関しては、河合町政治倫理条例(平成14年12月河合町条例第35号)及び団体に対する補助金等に関する予算の執行の適正化に関する規則(昭和61年11月河合町規則第18号)に定めるところによる。

◆趣旨及び考え方

議員は、政治倫理の規範を定めた「河合町政治倫理条例(平成14年12月河合町条例第35号)」を遵守するとともに、一部の地域、団体ではなく、町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、資質の向上と品位の保持に努めなければならないことを規定しています。議員は、その職権や地位による影響力から、高い倫理の保持が認められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはなりません。

第 8 章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第 33 条 議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員の定数を別に条例で定める。

2 議会は、議員の定数を変更しようとするときは、町の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに町民の意見を考慮するものとする。

◆趣旨及び考え方

議員定数は、地方自治法第 91 条に条例で定めるとされており、河合町議会では、「河合町議会の議員の定数を定める条例(平成 14 年 12 月 16 日条例第 34 号)」において、定数は 13 人と規定されています。議員定数の改正に当たっては、財政事情だけでなく、町政の現状や将来の展望も見据えるとともに、町民の代表として多くの民意を町政に反映させるという議員本来の役割や、地方自治制度の動向等を踏まえるとともに、町民の意見も考慮して、総合的に検討し定めることを規定しています。なお、議員定数の条例を改正する方法としては、

- ①地方自治法第 112 条第 1 項に基づき議員が条例改正の議案を提出する方法
- ②地方自治法第 74 条に基づき町民から条例改正の直接請求を行う方法
- ③地方自治法第 149 条第 1 号に基づき町長から条例改正の議案を提出する方法の 3 つがあります。

(議員報酬)

第 34 条 議員報酬は、社会経済情勢、本町の財政状況、類似する他町の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議員報酬に関しては、別に条例の定めるところによる。

◆趣旨及び考え方

地方自治法第 203 条及び「河合町議員報酬条例(平成 20 年 9 月 18 日河合町条例第 20 号)」に定められるところによります。

第9章 最高規範及び条例の見直し

(最高規範)

第35条 この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、規程等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

◆趣旨及び考え方

この条例は、その目的や内容が議会活動の根本となるものであることから、形式的には他の条例との間に法的効力の優劣はないが、実質的には議会に関する他の条例、規則等の中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するとの考えに基づき、議会の運営や活動、議会に関する他の条例、規則その他の議会に関する各種の取決めに関する解釈や運用、また、その制定や改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならないことを規定しています。

◆用語説明

・最高規範

河合町議会における条例、規則等の最も上位に議会基本条例を位置付け、これに反する決まりを定めることができないこととするものです。

(条例の見直し)

第36条 議会は、常に町民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合においては、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明するものとする。

◆趣旨及び考え方

(1) この条例に定める議会・議員の姿が実現できているか、今後の河合町を取り巻く社会情勢や町民・学識経験者などの意見に照らして、適切かなど条例策定後も、より良い議会にしていくために、常に検証と改善に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加えるとともに、その結果に基づき、改正等の必要な措置を講ずることを規定しています。

(2) この条例の重要性から、改正理由等を町民に明らかにすることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。